

2 過去の災害派遣活動における自衛隊と地方公共団体等との連携状況

(1) 災害派遣要請時の連携状況

自衛隊の災害派遣の要請手続については、前述のとおり、基本的には都道府県知事等からの要請によることとされており、また、市町村長は都道府県知事に対して、自衛隊の災害派遣の要請を要求できるとされている。

この自衛隊の災害派遣要請の要否を含め、国、地方公共団体が災害時に迅速な意思決定を行うためには、被害情報や各機関が実施する応急対策の活動情報等を関係機関で共有できる体制を速やかに確保することが必要である。

このような体制を確保するため、防災基本計画では、国や地方公共団体等に対して、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること等により、情報共有を図るよう努めることを求めている。

また、防衛省防災業務計画では、指定部隊等の長等が実施する災害派遣等初動の準備として、「都道府県その他必要な関係機関に連絡員を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図る」(注) こととされている。

(注) 自衛隊では、連絡員の役割として、地方公共団体のニーズを部隊長等に伝える「伝達役」ではなく、地方公共団体に対して、これまでの災害派遣活動での教訓を踏まえて必要な活動を助言する「提案型」の調整を行うことを挙げており、それが可能な能力・経験を有する者を派遣しているとしている。

(参考) 「防災基本計画」(令和3年5月中央防災会議)(抄)

第2編第2章第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

○ 国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

ア 調査対象市町村における自衛隊の派遣要請の対応

今回書面調査した199市町村のうち、災害時に都道府県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めたとするものは78市町村であった(表2-(1)-(①))。この78市町村の中で、派遣要請の要求に当たり難しさを感じた点があったとするものが26市町村(要請を求めた市町村の33.3%)みられ、その具体的な内容としては、「自衛隊の災害派遣の判断基準(三要件(緊急性、公共性、非代替性))の解釈」や「被害状況や必要な支援内容の把握」を挙げた市町村が多かった(それぞれ19市町村)が、「自衛隊の災害派遣の要請手続」を挙げた市町村(9市町村)もあった(表2-(1)-(②))。

これらの市町村の中には、自衛隊の災害派遣の三要件の用語は承知しているとするものや、自衛隊の災害派遣の要請に係る都道府県の連絡先等を地域防災計画に明示している例もみられた。しかし、市町村の防災担当職員は通常、定期的に異動することから災害対応の経験が十分でなく、自衛隊派遣の三要件の用語自体は知っていても実際の対応には不慣

れであることも少なくないこともあって、上記のような難しさを感じているものと考えられる。

表 2-(1)-① 調査対象市町村における派遣要請の要求状況

区 分	市町村数
派遣要請を求めなかった	121 (60.8%)
派遣要請を求めた	78 (39.2%)
計	199 (100%)

(注)1 当省の調査結果による。
2 () 内は、構成比を示す。

表 2-(1)-② 自衛隊の派遣要請を求めた市町村における認識

区 分	市町村数
難しさを感じなかった	50 (64.1%)
難しさを感じた点があった	26 (33.3%)
自衛隊の災害派遣の判断基準（三要件（緊急性、公共性、非代替性））の解釈	19
被害状況や必要な支援内容の把握	19
自衛隊の災害派遣の要請手続	9
その他	3
不明	2 (2.6%)
計	78 (100%)

(注)1 当省の調査結果による。
2 「難しさを感じた点があった」の内容については複数回答可能としたため、内訳の合計は26にならない。
3 () 内は、構成比を示す。

イ 市町村と自衛隊との連絡体制の整備（自衛隊連絡員の派遣状況）

災害時の地方公共団体への自衛隊連絡員の派遣について、自衛隊では、統合幕僚長通達（「地震、津波、台風及び火山噴火等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集について（通達）」（令和3年9月3日付け統幕運2第127号））に基づき、i）地震（震度5弱以上）が発生した場合、ii）津波警報又は大津波警報が発表された場合などに情報収集を実施することを基本的な考え方としている。また、個別具体的事案については、上記の考え方を踏まえ、災害発生時の地方公共団体の対応状況、当該地域の特性、平素から整備している地方公共団体との連絡・調整要領等の様々な要素を総合的に勘案し、部隊長が状況に応じて判断するものとしており、市町村からの依頼が契機となる場合もある。

今回実地調査した51市町村において、自衛隊連絡員の派遣状況について確認したところ、44市町村に対して災害時に自衛隊連絡員が派遣され

ていた。このうち、自衛隊連絡員の派遣時期が確認できた 31 市町村における派遣時期をみると、17 市町村では都道府県に対する災害派遣要請の要求の検討を行う時点、14 市町村では災害派遣要請の要求後に派遣されていた（表 2-(1)-③）。

表 2-(1)-③ 調査対象市町村における自衛隊連絡員の派遣状況

区 分	市町村数
自衛隊連絡員の派遣なし	7(13.7%)
自衛隊連絡員の派遣あり	44(86.3%)
災害派遣要請の要求の検討を行う時点で派遣	17
災害派遣要請の要求後に派遣	14
派遣時期確認できず	13
計	51(100%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「派遣時期確認できず」には、自衛隊連絡員の派遣はあったが、都道府県への派遣要請の要求を行わなかった市町村を含む。

3 ()内は、構成比を示す。

災害派遣要請の要求の検討を行う時点で自衛隊連絡員が派遣された市町村では、管内の被害状況について情報共有を図りつつ、自衛隊からどのような場合にどのような支援を受けられるか等の情報を得て都道府県への自衛隊の災害派遣要請の要求について自衛隊連絡員との検討・調整を行っていた。

この市町村と自衛隊連絡員との検討・調整の際には、必要に応じて、自衛隊から市町村に対して対応可能な支援活動の提案等(注)が行われており、この提案を受けた市町村からは、提案を受けることで派遣要請の要求に向けた検討に役立った等の意見がみられた(表 2-(1)-④)。

(注) 国が平成 30 年 11 月に取りまとめた「平成 30 年 7 月豪雨に係る初動対応検証レポート」(平成 30 年 7 月豪雨に係る初動対応検証チーム)において、防衛省・自衛隊は、被災した地方公共団体からの要請を待つだけでなく、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理することが求められている。また、これを踏まえ、災害対策基本法に基づき中央防災会議が作成している防災基本計画が令和元年 5 月に修正され、「提案型」の支援に関する規定が追加されている。

表 2-(1)-④ 自衛隊から提案を受けた市町村の意見の例

No.	市町村意見の内容
1	自衛隊から入浴支援の実施について提案を受けたことを踏まえ、都道府県に対して、入浴支援も含めて自衛隊の災害派遣要請の要求を行った。

	自衛隊は、要求の翌日から 2 週間にわたり、住民の避難所として開設された施設の敷地内で入浴支援を実施してくれた。自衛隊が実施した入浴支援について、被災者から感謝されるなどの効果があった。
2	自衛隊から「道路が寸断されていたが、人が歩ける程度の道幅は確保できたため、自衛隊が孤立地域の安否確認を行うことができる」と提案を受けたため、対応をお願いした。市町村では、孤立地域の安否を確認する手段がなかったことから役に立った。

(注) 当省の調査結果による。

他方、災害派遣要請の要求の検討時点で自衛隊連絡員が派遣されていない市町村からは、i) 自衛隊の災害派遣の三要件の解釈が難しく、迅速な派遣要請の要求ができなかった、ii) 被害の全容の把握が難しかったため、自衛隊に要請する内容を絞り込むのが難しかったなどの課題があったとする意見がみられた(表 2-(1)-⑤)。

表 2-(1)-⑤ 災害派遣要請の要求の検討時点で自衛隊連絡員が派遣されていない市町村の意見の例

No.	市町村意見の内容
1	自衛隊からどのような支援を受けることができるのか、どの程度の被害であれば災害派遣要請が可能なのか判断できなかった。 また、自衛隊の災害派遣の三要件の解釈も難しく、都道府県への派遣要請の要求に当たっての連絡方法の確認や庁内での調整に時間を要してしまい、迅速な要求ができなかった。
2	自衛隊の派遣要請の要求時には、派遣を依頼する事由を明確にすることになっているが、被害の全容の把握が難しく、「何をどうしてほしい」と自衛隊にお願いするべきなのか絞り込むのが難しかった。 また、被害状況が分からない中で、どのような支援が必要かという判断は難しかった。
3	発災当初に自衛隊連絡員の派遣を依頼し、市町村災害対策本部に参加してもらっていただければ、市町村が何に困っているか、何を必要としているかについて分かってもらえた。 自衛隊部隊到着前にどのような支援を自衛隊に依頼するのかについて整理しておらず、自衛隊連絡員を通じた調整ができなかったため、自衛隊による安否確認や物資輸送の実施に際して、集落の名簿の用意など市町村の対応が後手に回り部隊を待たせてしまうことになった。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 災害派遣要請の要求に関する地方公共団体の対応

書面調査した 199 市町村のうち、災害時に自衛隊の派遣を受けた市町村は 87 市町村、派遣を受けなかった市町村は 112 市町村であった。

自衛隊の派遣を受けなかった 112 市町村について、その理由を確認したところ、管内の被害状況を確認した結果、自衛隊の派遣が必要な被害が生じていなかったことを挙げる市町村が大半であったが、自衛隊の派遣要請の要求を検討したものの、都道府県や自衛隊からの助言等を踏まえ要求を行わず、他の方法で対応したとする市町村も一部でみられた。

一方、自衛隊の派遣を受けた 87 市町村においても、自衛隊の派遣要請の要求を検討した支援の一部について、都道府県や自衛隊からの助言等を踏まえて、自衛隊による支援以外の方法で対応したとする例がみられた（表 2-(1)-⑥）。

また、調査した 11 都道府県に対して、自衛隊の災害派遣に関して特に難しいと感じた内容について確認したところ、3 都道府県において、民有地のがれきの除去、民間代替施設がある中での入浴支援等、自衛隊による支援以外の方法で対応可能と考えられるケースであるにもかかわらず市町村から災害派遣を求められたなど、派遣要請に係る市町村との調整が難しかったとする意見がみられた。

さらに、調査した都道府県からは、被害が次々に発生し、市町村から自衛隊の支援の要求が次々に寄せられたが、それらの中には、求める支援内容が明確になっていないものや消防等で対応可能と判断できるものなども含まれており、市町村の要求どおりに要請を出してよいのか、どこまで自衛隊で対応できるのかなど、その情報整理や調整に苦慮したとする意見もみられた。

表 2-(1)-⑥ 災害派遣要請の要求を検討したが、自衛隊による支援以外の方法で対応した市町村の例

No.	支援内容	対応状況
1	民有地等の泥の撤去	民有地等の泥の撤去について、自衛隊に災害派遣をお願いできないか相談したが、民有地は自衛隊による支援はできない旨の回答があったため、ボランティアによる民有地・住家の片付け・泥の撤去を実施した。
2		災害対策本部会議で、民地・民家の土砂の撤去が可能か自衛隊に相談したが、民地・民家については対応できないとされたため、ボランティア及び消防により土砂の撤去を実施した。

3	給水支援	一部地域で断水のおそれが生じたため、自衛隊に給水支援を要請する可能性があることを連絡するとともに、都道府県に自衛隊の災害派遣について相談したが、都道府県との調整において、給水支援に対しては、都道府県等が保有する給水車で対応可能と判断された。
4	給食支援	自衛隊連絡員に対して給食支援の実施を打診したが、①避難所への物資の供給（弁当、おにぎり）がされていたこと、②既にNPO法人による炊き出しが実施されていたことから、自衛隊が実施する必要性が低いと判断された。
5		都道府県に対して、市内の一部地区の住民に対する給食支援を自衛隊に求めることはできないか相談したが、都道府県から、当該住民は市中心部の避難所に避難しており、市中心部は被害がなく店舗が営業中であるなど代替手段が確保できる状況であると判断された。
6	住民救助	河川の決壊により一部集落の住民が浸水被害で孤立する事態が生じており、住民を救助するため、都道府県に自衛隊の災害派遣要請の要求について相談したが、①近隣市町村においても大規模な浸水被害が発生していたこと、②規模、緊急性の観点から自衛隊は他の市町村に派遣されていたことから、消防署員、消防団員により救助活動を実施した。
7		都道府県に対して、市内の温泉で足止めされている宿泊客の救出について自衛隊の派遣を相談したが、都道府県から、①足止め場所から徒歩での往来が可能となっており、市の消防団等に対応可能である、②自衛隊が他の市町村で人命救助を行っている中で、観光客の救出は緊急性が低いと判断された。
8	災害廃棄物の搬送	水が引いた後、①ほ場の片側に集まった稲わら、タイヤ、ゴミ等を地域住民が収集してまとめたものを自衛隊が仮置場まで運搬する作業、②民地・民家から出た災害廃棄物を自衛隊が収集して仮置場まで運搬する作業について、自衛隊に依頼できないか自衛隊連絡員に相談したが、「時期的に落ち着いてきており、当該活動は民間業者でも実施可能である」と判断された。

(注)1 当省の調査結果による。

2 防衛省・自衛隊では、No. 1、2、4及び8の事例については、災害派遣の三要件を総合的に勘案し自衛隊の派遣に至らないと判断したものであるとしている。

エ 災害時の課題を踏まえた取組

災害派遣要請時においては、前述のとおり、自衛隊からどのような支援を受けることができるのか、どの程度の被害であれば災害派遣要請の

要求ができるのかといった判断に難しさを感じている市町村があり、また、そのような中で自衛隊の災害派遣を求める市町村との調整に難しさを感じている都道府県もみられた。

調査した都道府県及び市町村の中には、このような課題への対応として、i) 市町村防災担当職員の自衛隊の災害派遣に関する認識・理解の向上に向けた取組や、ii) 災害時の自衛隊との連絡体制の早期確保に向けた取組を行っている例がみられた。

(ア) 市町村防災担当職員の認識・理解の向上に向けた取組

調査した都道府県の中には、毎年実施する都道府県、市町村及び関係機関が参加する会議等において、都道府県の防災担当職員又は自衛隊の隊員から、自衛隊の災害派遣の枠組み（自衛隊の災害派遣要請の要求の流れ、災害派遣を実施する判断基準、派遣要請時の市町村、都道府県の役割等）について説明している例がみられた（表 2-(1)-⑦）。

表 2-(1)-⑦ 市町村防災担当職員の認識・理解の向上に向けた取組の例

No.	取組の概要
1	<p>県では、平成 30 年 7 月豪雨の際に、一部の市町から自衛隊の災害派遣に関する三要件や自衛隊の役割を理解していない要請があったとする課題がみられたこと等を踏まえ、災害翌年の令和元年 5 月に開催された「愛媛県広域防災・減災対策検討協議会」において、自衛隊に災害派遣についての説明を依頼している。</p> <p>この「愛媛県広域防災・減災対策検討協議会」には、県の防災担当職員のほか、市町防災担当課長や防災担当機関の担当者が参加しており、自衛隊の隊員から、平成 30 年 7 月豪雨を含めた過去の大規模災害時の自衛隊の活動実績、災害派遣の仕組み、災害派遣の判断基準等についての説明が行われている。（愛媛県）</p>
2	<p>県では、自衛隊の災害派遣要請事務について、①災害時以外では事務が発生しないこと、②市町村職員の異動があること、③市町村によっては担当者が一人の上、複数兼務しているなど、体制が弱い市町村が多いことから、十分に理解されておらず、災害発生時に派遣要請の判断や手続が円滑に行えないなどの問題が生じるおそれがあることを踏まえ、市町村に自衛隊への災害派遣要請事務を周知すること等を目的に、毎年開催している「市町村危機管理・防災・消防担当課長会議」における議題の一つとしている。</p> <p>同会議において、県の防災担当職員から、市町村の自衛隊の災害派遣要請の要求手続や市町村・県の役割等を整理した資料を配布・説明している。</p> <p>また、県では、災害時の市町村からの自衛隊の派遣要請の要求に当たり、派遣要請の可否の判断に必要な情報を得るため、災害の状況や派遣要請の要求事</p>

	由等を記載する「自衛隊災害派遣要請時の調査項目」の様式を独自に作成しており、当該内容についても説明している。（長野県）
--	---

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 災害時の自衛隊との連絡体制の早期確保に向けた取組

調査した市町村の中には、災害時に自衛隊の災害派遣要請の要求についての判断に難しさを感じた経験を踏まえ、自衛隊を含めた関係機関連絡員の派遣依頼を想定した災害時のタイムライン（注）を作成し、関係機関で共有している例がみられた（表 2-(1)-⑧）。

(注) タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のことである。

表 2-(1)-⑧ 災害時の自衛隊との連絡体制の早期確保に向けた取組の例

取組の概要
<p>町では、令和 2 年 7 月豪雨の際に、自衛隊の災害派遣要請の要求についての判断に難しさを感じた経験を踏まえ、災害後の 3 年 6 月に「あさぎり町球磨川水害タイムライン」を作成し、警察、消防、自衛隊等の関係機関と共有している。</p> <p>このタイムラインでは、「気象情報」や「球磨川水位」等に基づき、六つのステージが定められており、ステージ移行基準（トリガー）やステージに応じた行動内容が明示されている。</p> <p>具体的には、「避難指示」が発令された時点で、警察、消防、自衛隊への連絡員の派遣要請、「緊急安全確保」が発令された時点で、熊本県に対して対処部隊の派遣要請を行うことなどが示されている。（あさぎり町）</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 災害派遣活動時の連携状況

大規模災害が発生した際には、自衛隊のみならず、警察や消防等様々な支援機関が一斉に現地に入り、それぞれが支援活動を行うこととなる。各機関が現地で円滑に支援活動を行うためには、都道府県や市町村において各機関の活動調整を行うための体制を整備することが必要となる。

また、自衛隊等の支援機関を受け入れる場合にも、受入れが円滑に行われるよう準備を整えておくことも必要となる。

防災基本計画では、救助・救急等の活動における部隊間の活動調整に当たり、都道府県や市町村に設置される災害対策本部のほか、必要に応じて、活動調整会議等や合同調整所を設置することが求められている。

また、地方公共団体は、災害時に他の地方公共団体や防災関係機関から円滑に応援を受けられるよう応援機関の活動拠点や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えることが求められている。

(参考) 防災基本計画(抄)

第2編第1章第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

○ 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

第2編第2章第4節 救助・救急、医療及び消火活動

○ 被災地地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

○ 国(警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省)は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、政府本部、現地対策本部のほか、被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び調整を行うものとする。

○ 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

ア 市町村における自衛隊との調整の枠組み

書面調査した199市町村のうち、自衛隊の派遣を受けた87市町村における自衛隊との活動調整や情報共有に関する枠組みについて確認したところ、災害対策本部会議と回答した市町村が多かった(61市町村)が、活動調整会議等と回答した市町村(16市町村)や合同調整所と回答した市町村(8市町村)もあった(表2-(2)-①)。

表 2-(2)-① 自衛隊の派遣を受けた市町村における自衛隊との調整の枠組み

区 分	市町村数
災害対策本部会議において自衛隊と調整	61 (70.1%)
防災担当部署のみが自衛隊と調整	37 (42.5%)
活動分野に応じて担当部署が自衛隊と調整	34 (39.1%)
活動調整会議等において関係機関で調整	16 (18.4%)
災害現場で合同調整所を設置し関係機関で調整	8 (9.2%)
その他	9 (10.3%)
(参考) 自衛隊の派遣を受けた市町村数	87 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 市町村において自衛隊との調整の枠組みが複数あった場合は複数回答となっているため、合計は87にならない。

3 () 内は、自衛隊の派遣を受けた市町村数に対する割合を示す。

活動調整会議等や合同調整所を設置した市町村からは、当該取組を行ったことにより、関係機関の活動調整が円滑に行われたとする意見がみられた(表 2-(2)-②)。

表 2-(2)-② 活動調整会議等を設置した市町村の取組例

No.	取組の概要等
1	<p>【市町村主導で関係機関との連携に取り組んだ例①】</p> <p>災害発生から約1週間後、市現地災害対策本部長であった副市長主導の下、特に甚大な被害が発生した地域の市役所総合支所内に「災害対策関係連絡会議」を設置し、約2週間の間に計8回会議を開催した。</p> <p>本会議は、当該地域における被害の全容が不明であったため、関係機関で情報共有を図ることを目的に設置されたものであり、市の各部署、行政区、土地改良区、農業協同組合、消防団、消防署、警察署、地方整備局、地方農政局、県、社会福祉協議会、陸上自衛隊等が出席し、当該地域の被害状況や関係機関の対応状況について各機関から報告していた。自衛隊からは、支援活動の進捗状況や、活動に当たっての要望事項等が報告された。(大崎市)</p>
2	<p>【市町村主導で関係機関との連携に取り組んだ例②】</p> <p>電力復旧のために東京電力と自衛隊の道路啓開との連携が必要であったことから、東京電力、自衛隊連絡員と市の関係部局(都市建設、危機管理等)で調整会議を開催し、優先順位等を協議した。</p> <p>本取組は、市の危機管理部局職員が過去の災害時に他市町村に応援職員として派遣された際の経験を踏まえて実施したものである。(相模原市)</p>

3	<p>【自衛隊主導で関係機関との連携に取り組んだ例】</p> <p>当初、自衛隊が関係機関を集めて活動内容の調整を始め、それを町が引き継いで定例的に実施した。活動調整会議は、災害発生翌日から毎日1回夕方に、関係機関が集まり、当日の活動報告と翌日の活動に係る対応方針についての調整を行っていた。地図を見ながらの調整が主であった。</p> <p>自衛隊主導で活動調整会議を行ってもらったことで、災害対応等に町の職員が割かれる中、復旧へ向け、スピード感を持って各機関の活動調整ができた。 (芦北町)</p>
---	---

(注) 当省の調査結果による。

一方、活動調整会議等や合同調整所を設置しなかった市町村においては、i) 災害対策本部会議に自衛隊等も参加して打合せを行っていた、ii) 必要に応じて市町村職員が現場に出向き、自衛隊と直接調整を行っていた等、市町村ごとの実情に応じた取組により、自衛隊との活動調整が行われている状況がみられた。

以上のように、大規模災害が発生した際には様々な支援機関が現地で支援活動を行うことになるため、市町村ごとに、それぞれの事情を踏まえ、支援機関とどのような枠組みで活動調整を行うかをあらかじめ検討しておくことで円滑な支援につながるものと考えられる。

イ 自衛隊の支援活動に向けた市町村の備え

市町村においては、前述のとおり、災害時には支援機関の受入れが円滑に行われるよう自衛隊の活動拠点や支援活動に必要な資機材等の準備を整えておくことが必要となる。

実地調査した51市町村の地域防災計画等におけるこれらの規定状況を確認したところ、具体的な拠点の場所を明示しているものは20市町村あったが、確保すべき資機材の内容や量等について、具体的に規定しているものはほとんどみられなかった。

また、実地調査した51市町村のうち、自衛隊が派遣された39市町村において、自衛隊の支援活動に当たっての活動拠点の確保や必要な資機材等の確保・調達に係る課題について確認したところ、i) 想定していた自衛隊の活動拠点候補地が災害時に使用できなかった、ii) 自衛隊に提供を求められた資材の調達に苦労したなどの意見がみられた(表2-(2)-③)。

表 2-(2)-③ 自衛隊の支援活動の実施に当たっての課題の例

区分	課題の内容
派遣部隊の活動拠点	市町村内には平地が少なく、自衛隊を受け入れる場所が少なかった上、ヘリポートや災害ごみの集積場所と競合するため拠点の確保に苦労した。
	自衛隊から災害派遣の活動拠点の確保について相談を受けたが、地域防災計画において指定していた自衛隊の車両駐車箇所（6 か所）が、水没、道路不通、他の機関の使用等により確保が困難となったため、代替拠点を探すこととなった。
	役場横の総合体育館の2階を自衛隊の宿泊スペースとしたが、1階は住民の避難所、2階の一部が福祉避難所となっており、自衛隊優先か、避難者優先かの悩みがあった。 地震の場合であれば、河川沿いにある別の屋内施設を自衛隊の拠点とすることができるが、水害の場合はそこが浸水するため、自衛隊の拠点と避難所を別々に確保することは難しい。
支援活動に必要な資機材等	自衛隊から大型の土のう袋をすぐに確保してほしいとの要望があったが、手配が難しかった。建設業者や仕入先からかき集めることになり苦労した。

(注) 当省の調査結果による。

上記課題に対して、当該市町村では、i) 自衛隊の活動拠点を確保するため、災害時に活用する拠点候補地の優先順位を整理、ii) 市町村内で大型の土のう袋を所有する事業者をリストアップするなど、今後の災害に向けて準備を進めている。

また、調査した市町村の中には、地域防災計画等において、i) 他の支援機関と活動拠点が重複する場合を想定して、自衛隊の活動拠点を具体的に明示している例や、ii) 自衛隊の支援活動に当たり、市町村で準備すべき資機材等を具体的に明示している例がみられた（表 2-(2)-④）。

表 2-(2)-④ 地域防災計画等において具体的に明示している例

区分	地域防災計画等の内容
派遣部隊の活動拠点	「札幌市災害時自衛隊受け入れ計画」（令和元年 10 月 10 日札幌市危機管理対策室）から抜粋 第 2 章 3 自衛隊の行動 (3) 札幌市担当部隊の行動 札幌市担当部隊は、真駒内駐屯地を主な活動拠点として行動する。 (4) 札幌市担当以外の部隊の行動 ア 小規模な被害の場合

	<p>第 11 旅団（札幌市を含む道南地区を担当）以外の師団・旅団が札幌市担当部隊を増援する場合、真駒内駐屯地、近傍自衛隊自衛隊駐屯地や演習場など自衛隊管理施設・管理地を拠点として行動する。</p> <p>イ 大規模な被害の場合</p> <p>札幌市地域防災計画地震災害対策編第 3 次被害想定、野幌丘陵断層帯、月寒断層、西札幌断層を発生源とした地震災害の場合、市内は甚大な被害が予想され、第 11 旅団以外の師団・旅団は、第 11 旅団を増援する為、自衛隊内の行動計画により札幌市へ人命救助、救急援護を目的として昼夜を問わず急行する。</p> <p>この際、消防も北海道広域消防相互応援協定（平成 3 年 2 月 13 日締結）などにより道内各消防から救助、消火などの応援を受ける。</p> <p>活動拠点の使用については、自衛隊、消防間で場所が重複する恐れがあり、これを解決するため、自衛隊は次の要領で活動拠点に前進し、迅速かつ円滑な救助、救急援護を行うものとする。</p> <p>以下の前進拠点、活動拠点は災害の規模、発生地域により使用場所を選定する。選定は、札幌市、自衛隊相互に連絡、通知を受けるものとする。</p> <p>(ア) 調整を要しない当初の前進拠点</p> <p>a 中央区：南 1 条河川敷野球場、北区：茨戸川緑地、東区：東雁来公園・東雁来公園サッカー場、清田区：白旗山競技場、南区：川沿公園、手稲区：山口緑地</p> <p>b 別図 3「前進拠点使用予定地域要図」</p> <p>(イ) 消防局と調整後の活動拠点</p> <p>北区：百合が原公園、東区：モエレ沼公園、白石区：川下公園、豊平区：月寒公園、清田区：平岡公園、南区：真駒内公園、手稲区：前田森林公園</p>
<p>支援活動に必要な資機材等</p>	<p>「薩摩川内市地域防災計画【一般災害対策編】」（令和 3 年度薩摩川内市防災会議）から抜粋</p> <p>第 3 部第 1 章第 5 節 自衛隊の災害派遣計画</p> <p>第 4 派遣部隊等の受入れ体制</p> <p>3 派遣部隊到着後の措置</p> <p>(6) 準備すべき主たる資機材</p> <p>ア 部隊の救助活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な資機材は特殊なものを除き、市において準備する。</p> <p>イ 災害救助応急復旧作業に必要な材料、消耗品等は、市において準備する。</p>

《 準備すべき主たる資機材 》		
	品 名	摘 要
器 具 類	(ア) ベルトコンベアー	・掘土、搬土
	(イ) リヤカー、一輪車等	・小路運搬、短距離運搬用
	(ウ) スコップ、鍬	・土壌等の取扱
	(エ) その他土木機械	・土木作業
設 備	(ア) 夜間照明設備	・夜間作業
	(イ) 給水用タンク、ポリ容器等	・作業部隊給水

(注) 札幌市及び薩摩川内市の資料に基づき当省で作成した。

ウ 市町村と自衛隊との連絡調整窓口の設定

災害発生時に地方公共団体に派遣される自衛隊の部隊については、地域ごとにあらかじめ担当する部隊が決められており、基本的には当該部隊が対応することとなるが、大規模災害時には、担当部隊以外の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊から複数の部隊が派遣され、支援が実施されることもある。

調査した地方公共団体の一部からは、複数の部隊が活動する場合の自衛隊の活動調整に係る統一窓口があらかじめ決まっていたため、活動調整に支障はなかったとする意見がみられた一方、管内で陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の複数の部隊が活動するに当たり、自衛隊との活動調整が難しかったとする意見もみられた（表 2-(2)-⑤）。

表 2-(2)-⑤ 自衛隊との活動調整が難しかったとする意見の例

No.	意見の内容
1	都道府県内の市町村における孤立地域への物資空輸について、都道府県が設置したヘリコプター運用調整会議に参集していた陸上自衛隊の連絡員に依頼したが、当該市町村空域は航空自衛隊の担当であったこと等の理由から、支援の実施に向けた調整にやや時間を要した。
2	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊との活動調整について、部隊によって調整の方法も異なるなど、災害派遣活動時の部隊との調整に苦慮したことがあった。活動の調整については、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊を問わず、市町村に派遣されている連絡員を通して行うことが望ましい。

(注) 当省の調査結果による。

災害時に陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の複数の部隊が活動する際の活動調整に関して、発災当初から自衛隊の統合任務部隊が編成されるまでの間、これまで都道府県は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の窓口と個別の調整が必要となっていた。この対応に関して、防

衛省・自衛隊においても、それぞれの調整窓口及び調整系統で調整を行うことは非効率であると認識していたことから、令和3年9月に、地震等の発生時における自衛隊の部隊等による情報収集に関する統合幕僚長通達を改正し、自衛隊の全部隊に周知している。この通達の改正により、複数の部隊が活動する場合においても、収集された情報や部隊への調整に係る情報は、方面総監等に一元化されるため、今後の大規模自然災害時においても、都道府県及び市町村との活動調整が円滑に実施されることが期待される。

エ NPO 団体等と連携して自衛隊が活動した例

災害時の被災者支援に当たっては、国の行政機関や地方公共団体のみでなく、NPO やボランティア等も重要な役割を担っており、国や地方公共団体による支援活動については、これらの防災ボランティア活動と連携して実施することで、被災者への円滑な支援につながることを期待できる。

防災基本計画では、市町村は、NPO やボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携を検討すること、また、国及び市町村は、災害時に防災ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を図ることが求められている。

(参考) 防災基本計画(抄)

第2編第1章第3節 国民の防災活動の促進

- 市町村(都道府県)は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国(内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等)及び市町村(都道府県)は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

調査した都道府県及び市町村におけるNPO 団体等と連携した支援活動の取組状況を確認したところ、災害廃棄物処理や家屋応急処置(ブルーシート展張)の活動において、国、地方公共団体、NPO 団体等が連携している例がみられた(表2-(2)-⑥)。

表2-(2)-⑥ 国、地方公共団体、NPO 団体等が連携した例

No.	取組例
1	ブルーシート展張について自衛隊とNPO 団体とで連携して活動を実施した。 活動当初、自衛隊はブルーシート展張のノウハウを持っていなかったことから、NPO 団体からの講習を受けた上で作業を開始した。 自衛隊の災害派遣活動の対象は、独居老人等の要支援者のみとし、それ以外の被災者への支援はNPO 団体等が実施した。

	<p>なお、比較的容易に作業可能なものは自衛隊、作業が難しい（専門的な技術が必要）ものは NPO 団体が行っていたが、作業開始後しばらく経ってからは、自衛隊にノウハウが蓄積されたため、以降は全面的に自衛隊が実施した。（木更津市）</p>
2	<p>長野市内において、赤沼公園などの勝手仮置場に災害廃棄物が大量に搬入され、周辺道路の通行が困難になるなどの支障が生じたため、ボランティア団体と、県・市等の行政、自衛隊等が、災害廃棄物に対応するための取組「OPERATION ONE NAGANO」を実施した。</p> <p>当該取組の概要は、次のとおりである。</p> <p>1) 昼間は、ボランティア団体・事業者等が、長野市北部の勝手仮置場の災害廃棄物を大町交差点・赤沼公園に集約した。</p> <p>2) 夜間に、自衛隊が大町交差点・赤沼公園の災害廃棄物を飯綱高原東第 2・第 3 グラウンドに運搬した。（長野県）</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、調査対象とした自然災害時に被災地で支援活動を行った NPO 法人からは、災害時の支援活動に当たり、国や地方公共団体との情報共有や、それぞれの特性に応じた役割分担による連携が必要との意見がみられた（表 2-(2)-⑦）。

表 2-(2)-⑦ 災害時の支援活動に関する NPO 法人の意見

No.	主な意見
1	<p>災害発生から約 10 日後、町役場で自衛隊連絡員と打合せを行った。この打合せは、当団体から町に申し出たものであり、当団体の活動内容や場所、必要な資機材の種類やサイズ等を決めるため、自衛隊としてどのような活動を行うかを確認することが目的であった。当団体では、自衛隊と活動内容や活動場所の重複を避け、効率的に支援を行うことが重要と考えている。</p>
2	<p>災害時に自衛隊連絡員が町に来訪していたため、住民からのブルーシート展張の要望を共有していた。また、町でブルーシート張りをしていた自衛隊に対して、使用資機材、道具、施工方法等の情報を共有した。</p> <p>災害時には、自治体と自衛隊、NPO が情報を共有する場を設け、活動方針や役割、場所、資材に関する共有と調整を図ることが望ましい。</p>
3	<p>NPO 法人では、被災者への支援としてソフト面でのサポートが可能と考える。例えば、入浴支援について、自衛隊が準備する入浴施設では、お風呂に高さがあるため、要介護者は入浴が難しいことがある。NPO 法人では、要介護者の入浴の介助を普段から行っていることから、その経験を生かし、シャワー等を用いて、入浴の介助をすることができる。</p> <p>災害時の支援活動について、自衛隊は、被災直後に緊急性の高いもの（人命救助等）やハード面（道路啓開等）の支援を行い、NPO 法人では、状況が少し落ち着いてから、細く長い支援やソフト面での支援を行うものと考えてお</p>

	り、自衛隊と NPO 法人それぞれの特徴を生かした支援をするとよいと思う。
--	---------------------------------------

(注) 当省の調査結果による。

以上のように、大規模災害時には、被災者への支援活動に当たり NPO 団体等も重要な役割を担っており、また、これらの団体からは、災害時の行政機関との情報共有の必要性に関する意見もみられることから、地方公共団体においては、災害時の NPO 団体等との情報共有の仕組みや役割分担について検討しておくことで、円滑な支援につながるものと考えられる。

また、災害時の NPO 団体等との連携を円滑に行うためには、平素から研修や訓練等の機会を通じて顔の見える関係を築いておくことが望ましく、地方公共団体においては、これらに積極的に取り組むことが有益であると考えられる。

(3) 撤収時の連携状況

派遣された自衛隊の撤収手続について、災害対策基本法や自衛隊法には具体的な規定はみられない。一方、自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）では、災害派遣命令者は、「都道府県知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合」には、派遣部隊等の撤収を命じなければならないとされている。この都道府県知事等からの撤収の要請は、基本的には、自衛隊及び地方公共団体において、派遣要請時からの状況の変化（被害の復旧状況や被災者による支援の利用状況等）を踏まえ、三要件（緊急性、公共性、非代替性）への該当性を勘案しつつ、撤収時期を調整した後に行われるものであり、当該要請を受けて自衛隊の撤収が行われている。

派遣された自衛隊の活動期間に関して、自衛隊法施行令では、都道府県知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は「派遣を希望する期間」を明示することとされており、また、防衛省防災業務計画では、災害派遣の一般方針として、「災害派遣は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終わるまでを限度とする」とされている。

（参考）自衛隊の災害派遣に関する訓令（抄）

（部隊等の撤収）

第十六条 災害派遣命令者は、都道府県知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合には、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。ただし、災害が大規模である場合については、都道府県知事等から撤収の要請があった場合を除き防衛大臣の命令により部隊等を撤収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大規模震災の場合については、大規模震災災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により部隊等を撤収するものとする。

（参考）自衛隊法施行令（抄）

（災害派遣の要請手続）

第一百六条 法第八十三条第一項の規定により都道府県知事及び前条各号に掲げる者が部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。第百四条第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

- 一 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 二 派遣を希望する期間
- 三 派遣を希望する区域及び活動内容
- 四 その他参考となるべき事項

ア 地方公共団体における自衛隊撤収に関する規定の整備状況等

実地調査した11都道府県及び51市町村の地域防災計画における自衛隊の撤収に関する規定の整備状況を確認したところ、令和3年7月時点で、8都道府県及び43市町村で自衛隊の撤収時期等に関する規定が設けられていたが、残りの3都道府県及び8市町村では自衛隊の撤収に関する規定はみられなかった。

自衛隊の撤収に関する規定の内容をみると、撤収の検討に当たっては、都道府県知事、市町村長、派遣部隊の長で協議する旨や「災害派遣要請の

目的を達成した時」や「災害の救援活動が終了した時」に撤収を要請する旨などが規定されていたが、撤収の検討のタイミングや派遣期間等について、具体的、定量的に規定している例はみられなかった。

また、調査した 11 都道府県について、災害時の派遣要請文書における「派遣を希望する期間」の記載内容を確認したところ、「応急救援活動終了まで」、「支援が不要となるまでの間」等とされており、具体的な期間が記載された例はみられなかった。

調査した都道府県及び市町村からは、地域防災計画や派遣要請文書の中で撤収時期又は派遣期間を具体的に明示することについて、i) 復旧状況等により撤収の判断は慎重に行う必要がある、あらかじめ規定することや決めておくことは困難である、ii) 地域防災計画等に自衛隊の撤収について細かく規定した場合、災害時に臨機応変に対応できなくなる可能性があるため、具体的な記載は困難であるとする意見が多かった。

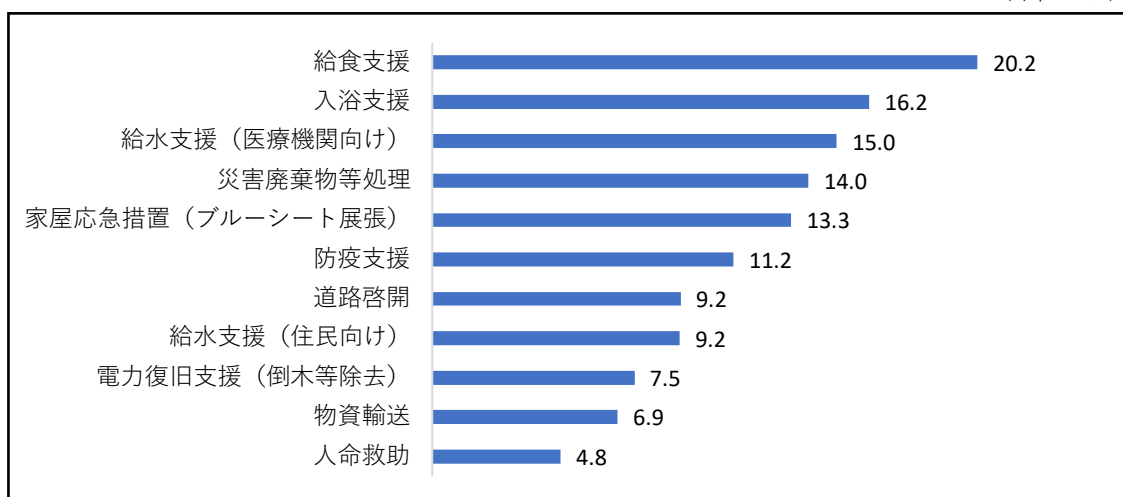
イ 支援内容別の自衛隊活動期間及び撤収時期

書面調査した 199 市町村のうち、自衛隊の支援を受けた 87 市町村における支援内容ごとの平均活動期間を確認したところ、給食支援が最も長く 20 日間を超えており、入浴支援、給水支援（医療機関向け）についても 2 週間を超えて支援が行われている状況がみられた（図 2-(3)-①）。

このことから、自衛隊の支援については、人命救助だけでなく、生活支援に対するニーズが高いことが伺える。

図 2-(3)-① 調査対象市町村における支援内容ごとの平均活動期間

(単位：日)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 家屋応急措置（ブルーシート展張）については、令和元年房総半島台風と令和元年東日本台風による被害が連続して発生したため、活動期間が継続している市町村があり、当該実績も含んでいる。

3 調査の結果、具体的な活動期間が確認できなかった支援の実績は除外した。

また、市町村に対し、自衛隊の活動期間が長期化している給食支援及び入浴支援について、どのような状況になった際に自衛隊が撤収することとなったのかを確認したところ、i) 民間事業者等の復旧により、食料品供給が可能となった時点や、ii) 管内の入浴施設で対応が可能となった時点など、自衛隊による支援以外の方法が確保できる時点まで支援が継続していた（表 2-(3)-①）。

表 2-(3)-① 給食支援及び入浴支援における自衛隊の撤収時期の例

支援内容	自衛隊の撤収時期
給食支援	都道府県から、仮設住宅に避難している被災者への食料品供給（都道府県が災害時の協定を締結している事業者からの供給）が可能となるタイミングが提示されたことを踏まえ、自衛隊による支援の終了時期を調整し、支援を終了した。
入浴支援	入浴支援の利用者を日々確認する中で、支援を必要とする被災者が当初の半数以下となり、管内入浴施設での対応が可能であることが確認できたことを踏まえ、支援を終了した。
	避難所に残っていた避難者全員が入浴施設のある公的宿泊施設等に移ることが決定したことを踏まえ、支援を終了した。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 自衛隊の撤収に当たっての課題等

派遣された自衛隊の撤収については、前述のとおり、基本的には、自衛隊及び地方公共団体において、派遣要請時からの状況の変化（被害の復旧状況や被災者による支援の利用状況等）を踏まえ、三要件（緊急性、公共性、非代替性）への該当性を勘案しつつ、撤収時期の調整をした後、都道府県知事からの要請に基づき行われる。このため、自衛隊の撤収の検討に当たっては、自衛隊と地方公共団体との間で被害の復旧状況や支援の利用状況等について、適切に情報共有を図ることが重要となる。

調査した都道府県、市町村及び自衛隊において、これらの情報共有に関する課題について確認したところ、都道府県及び市町村からは情報共有に課題があったとする意見はなかったが、一部の自衛隊からは、地方公共団体との情報共有に課題があったとする意見がみられた（表 2-(3)-②）。

表 2-(3)-② 自衛隊と地方公共団体との情報共有に関する課題の例

No.	課題の例
1	災害派遣された際に、都道府県や市町村から被害の復旧状況等の情報が必ずしも提供されるとは限らなかった。例えば、生活支援について支援終了に向けたスケジュールを早期（派遣活動初期）に検討するためには、復旧状況をできるだけ把握する必要があることから、都道府県が自衛隊に対し災害派

	遣要請を行った際に報告した「派遣を要請する事項」及び「希望する派遣活動内容」に係る状況の推移と現状について、具体的な内容の情報提供を希望する。
2	避難所支援の業務予定や見通しについて、市町村との調整が不十分であったことから、自衛隊の活動終了の見通しの判断が難しかった。活動の当初からスムーズに調整を進めることができるよう、地方公共団体と支援開始から撤収に係る条件等について認識を合わせることが必要である。

(注) 当省の調査結果による。

一方、調査した都道府県及び市町村の中には、管内の被害の復旧状況、自衛隊支援の利用者数、今後の活動見込み（撤収時期の目安）等について関係機関で情報共有や調整を行い、円滑な撤収ができるよう取り組んでいる例もみられた（表 2-(3)-③）。

表 2-(3)-③ 自衛隊の撤収に向けて関係機関で情報共有等が行われた例

No.	取組例
1	令和元年東日本台風の際（派遣期間：10月13日～11月23日）に、11月5日時点で災害派遣活動が継続していた2市に対し、自衛隊、県及び市町村で円滑な撤収に向けた認識共有を図るため、県から今後の活動見込み（撤収時期の目安）を示した文書を発出した。当該文書は、入浴支援などの撤収時期を明確にすることが難しい支援について、県に派遣されていた自衛隊連絡員からの活動状況の報告等を基に作成したものである。（福島県）
2	令和元年東日本台風の際に、自衛隊から入浴支援（派遣期間：10月17日～11月14日）を受けており、日々の利用者数について自衛隊から報告を受けていた。その後、市内の民間入浴施設が復旧し始め、市で当該施設への被災者の送迎が可能であったことなどから、10月下旬頃から市と自衛隊との間で入浴支援の利用者数や市内の民間入浴施設の開設状況について情報共有を行い、撤収に向けて調整していた。（いわき市）
3	ブルーシート展張について、県は、独居高齢者等の要支援者が居住する家屋を対象として支援を要請した。県では、各地域の要支援者数の概数を把握しており、自衛隊との間でその数が終われば撤収することで合意していたため、進捗状況や残数（張り直しを含む。）を自衛隊と日々共有し、支援完了の見込みが付いた段階で具体的な撤収調整を始め、全ての市町村での支援が完了した時点で撤収要請を行った。（千葉県）

(注) 当省の調査結果による。

エ 長期化する支援内容に対する地方公共団体の備え

災害時における被災者への給食支援や入浴支援については、災害時の被害状況やその復旧状況等に応じて、自衛隊だけではなく、民間事業者等による提供も可能である。防災基本計画においても、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、民間事業者等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることを求めており、このような取組を推進し、民間事業者のノウハウや能力等を活用することで、災害時における迅速かつ効果的な被災者支援の実施が期待されるとともに、自衛隊の円滑な撤収にも資するものと考えられる。

(参考) 防災基本計画(抄)

第2編第1章第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- 平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実行性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(ア) 地方公共団体における民間事業者等との災害時応援協定の締結状況

実地調査した11都道府県及び51市町村において、自衛隊の活動期間が長期化している給食支援及び入浴支援に関する民間事業者等との協定の締結状況を確認したところ、給食支援(食料支援)に関する協定については全ての都道府県及び9割以上の市町村(46市町村)が締結していたが、入浴支援に関する協定(シャワー設備のレンタル協定を含む。)(注)については、締結済みが3都道府県及び7市町村のみであり、給食支援に関する協定と比較して締結が進んでいない状況がみられた(図2-(3)-②)。

入浴支援に関する協定が未締結となっている理由について、調査した都道府県からは、「災害時には協定を締結していなくても協力要請という形で対応可能」、「都道府県レベルでは協定の適当な相手がおらず、入浴支援に関する協定は市町村レベルで締結すべきもの」等改めて協定を締結する必要性を感じていないとする意見がみられた。

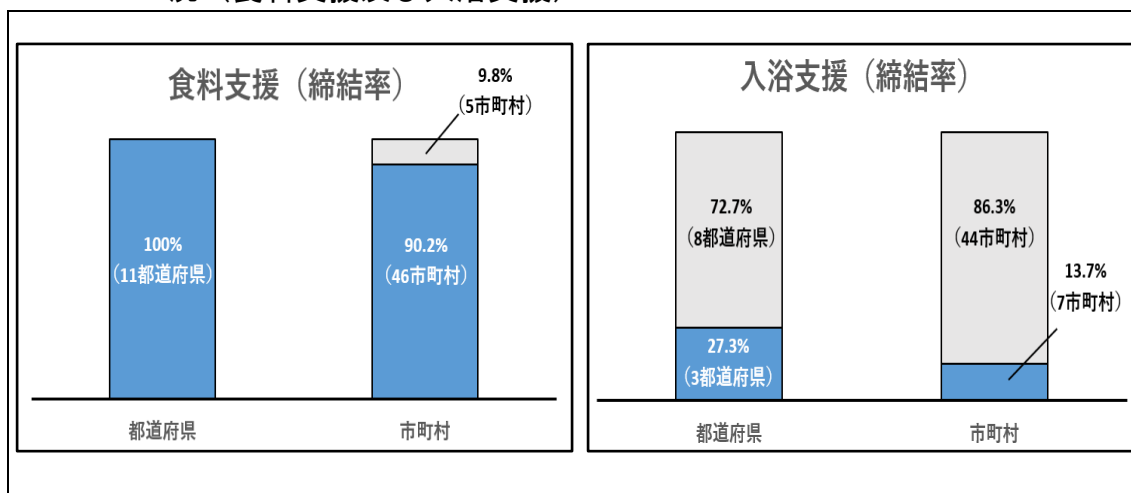
また、調査した市町村からも、「市町村が所有する施設等で対応する」、「民間事業者の厚意、協力で支援を実施する」等協定締結の必要性を感じていないとする意見が多くみられたが、一部の市町村からは、入浴支援に関する協定締結の必要性は認識しているものの、「給食支援等他の支援に関する取組を優先している」、「管内に入浴施設がない」等の事情により協定締結について検討を行っていないとする意見もみられた。

一方、入浴支援に関する協定を締結している市町村の中には、「協

定の締結により、自衛隊の支援の代替や完全な引継ぎに備えているものとは考えていないが、自衛隊支援を補完するものとしては活用できる」との考えに基づき、近年頻発する災害に備えて新たに入浴支援に関する協定を締結したとする例もみられた。

(注) 入浴支援については、被災者全般を支援対象にしている協定のみを集計しており、民間事業者等と災害時に避難所として活用できる協定を締結し、当該施設に避難した被災者のみを支援対象とした協定は除外した。

図 2-(3)-② 地方公共団体における民間事業者等との災害時応援協定の締結状況（食料支援及び入浴支援）



(注) 当省の調査結果による。

(イ) 災害時応援協定以外の入浴支援に関する取組

調査した市町村の中には、災害時の被災者への入浴支援に関して課題があったことを踏まえ、i) 災害時には入浴施設の回数券を住民に配布、ii) 市町村で入浴設備の購入などに取り組んでいる例がみられた（表 2-(3)-④）。

表 2-(3)-④ 災害時応援協定以外の入浴支援に関する取組例

No.	取組例
1	<p>災害時には、市が所有している入浴設備のある公共施設を被災者に開放したり、避難が長期化した場合は、入浴設備のある避難所（市所有の体育館）へ移動してもらったりすることとしている。実際に、令和元年東日本台風の際には公共施設で入浴支援を実施した。</p> <p>また、令和 3 年 2 月の福島県沖地震の際は、上記に加え、銭湯の回数券を避難者に配布して入浴支援を行った。これは、令和元年東日本台風で市が開放した公共施設が遠く、移動に困ったという市民の声を受けて、近隣の銭湯でも入浴できるようにしたものである。（福島市）</p>

2	<p>令和元年東日本台風の際に、被災者への入浴支援の必要性について改めて認識し、避難所の新型コロナウイルス感染症対応にも活用できることから、災害後に市で循環式の簡易シャワールーム3台を備蓄品として購入した。</p> <p>なお、災害時は、市が所有する施設での入浴支援も可能となっている。（長野市）</p>
---	--

(注) 当省の調査結果による。